

十五、[第4条第1項第17号](#)（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

1. 本号は、例えば、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、片仮名文字、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を有する場合も適用するものとする。
2. 本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

（注）以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[42.117.01](#) TRIPS協定を踏まえた商標法第4条第1項第17号の解釈について

[42.117.02](#) 商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地の指定について

[42.117.03](#) 世界貿易機関（WTO）加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について

[88.01](#) 外国政府との取決めについて

[巻末資料2](#) 世界貿易機関（WTO）加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を

表示する標章について